

西宮市休日歯科診療事業および障害者歯科診療事業の設備改善費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人西宮市歯科医師会が、地域救急医療の一環として、休日における急病患者に対し応急的な歯科診療を提供するために実施する歯科診療事業(以下「休日歯科診療」という。)と障害者歯科診療事業(以下「障害者歯科診療」という。)の設備改善に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱の規定により補助金交付対象となる者は、西宮歯科総合福祉センターに於いて休日歯科診療および障害者歯科診療を実施する一般社団法人西宮市歯科医師会とする。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の対象となる事業は、休日歯科診療および障害者歯科診療を実施する西宮歯科総合福祉センターの設備改善に係る経費実績のうち、市長が必要と認めた経費を予算の範囲内で補助する。

- (1)医療機器の更新・新設のうち、市長が必要と認めた経費
- (2)建物改修費用のうち、市長が必要と認めた経費(但し、経費の82.5%を上限とする。)

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、事業開始の前年の7月末日までに市長に事前協議の申し出をし、協議の結果適当とされたものについて、補助を受けようとする年度の6月末日までに、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)事業計画書又は事業概要書
- (2)見積書
- (3)その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は前条の規定により申請を受理したときは、当該申請に係る書類審査及び必要に応じて行う調査等により補助金の交付の適否を決定する。

- 2 市長は前条の規定により、補助金の交付決定を行ったときは、補助金の額、その他必要事項を記載した交付決定通知書により、当該申請者にその決定を通知する。

(補助金の請求)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、第 5 条第 2 項に規定する補助金交付決定通知書の定めるところに従い、補助金交付請求書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1)補助金交付決定通知書の写し
- (2)当該補助事業に係る支出を証する書類の写し
- (3)その他市長が必要と認める書類

(補助対象者の義務)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた対象者は、当該補助金を補助の目的に反して使用してはならない。

2 補助金交付決定対象者は、毎年度終了後 2 か月以内に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1)補助事業等実績報告書
- (2)収支決算書又は精算書
- (3)その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第 8 条 市長は、補助金交付決定対象者が次の各号に該当するときは、その決定を取り消し、又は補助金の全部もしくはその一部を返還させる事ができる。

- (1)補助対象経費が、第 3 条の規定により交付した額を下回ったとき。
- (2)第 7 条第 1 項の規定に違反したとき。

(質問及び調査)

第 9 条 市長は、この要綱の適正な実施を確保するため必要があるときは、補助対象者に対して質問し、又は対象者の帳簿及び書類を調査させる事ができる。

(帳簿等の整備、保管)

第 10 条 補助対象者は、当該補助事業等に係る収入及び支出に関する帳簿、ならびに収入及び支出に関する書類を整備し、保管しなければならない。

(委託)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、「補助金等の取扱に関する規則」(昭和 57 年西宮市規則第 81 号)の規定を準用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3 年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

- この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 2 6 年 4 月 3 0 日から施行する。